



島根県報

平成24年9月14日（金）

第2,427号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
換地計画書の縦覧	（ " ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（3件）	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

平成24年度毒物劇物取扱者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	6
---------------------	-------------	---

【特定調達公告】

空港用ロータリー除雪車調達に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	6
-----------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第517号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成24年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
竹内 薫	耳鼻咽喉科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成24年8月31日
竹山 博泰	呼吸器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成24年8月31日
三原 一志	整形外科	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	平成24年8月31日
森脇 義弘	外科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96-1	平成24年8月31日

島根県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所
雲南北地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所
雲南北地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所
佐田地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
佐田地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
佐田地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条第1項の規定により、同法第3条に規定する資格を有する次の者から換地計画の認可の申請があり、同法第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により審査した結果これを適当と決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8

条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該決定に異議がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して申し出ることができる。

平成24年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業主体名	換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田市美都町宇津川口 320番地16 養老谷地区区画整理事業 潮一男外2名共同施行	養老谷地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

平成24年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパルク浜田 浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 弘 島根県浜田市朝日町91番地13

龍河商事株式会社 代表取締役 龍河 重雄 島根県浜田市浅井町1580番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時00分から午後10時30分まで

(4) 変更の年月日

平成24年9月1日

2 届出年月日

平成24年8月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲店 出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前5時30分から午後9時00分まで

（変更後）午前5時30分から午後10時00分まで

(4) 変更の年月日

平成24年9月4日

2 届出年月日

平成24年9月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年9月14日

島根県知事 溝口善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) ジュンテンドー：午前6時00分から午後11時00分まで

上記以外：午前6時00分から午後8時00分まで

(変更後) ジュンテンドー：午前6時00分から午後11時00分まで

イオン：午前5時00分から午後10時00分まで

上記以外：午前6時00分から午後8時00分まで

(4) 変更の年月日

平成24年9月4日

2 届出年月日

平成24年9月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

平成24年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成24年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

3 4 8 11 12 24 28 29 30 32 39 104
105 107 121

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

41 44 55 63 67 68 70 97 99 111

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

空港用ロータリー除雪車 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県益田県土整備事務所 業務部総務グループ 島根県益田市昭和町13-1

3 落札者を決定した日

平成24年8月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 原商 島根県松江市宍道町白石81-10

5 落札金額

23,940,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成24年6月26日